

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第38号

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和46年四日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（同意）</p> <p>第2条 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定するものをいう。以下同じ。）を目的とする建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、あらかじめ市長の同意を得なければならぬ。<u>ただし、市長が規則で定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（同意）</p> <p>第2条 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定するものをいう。以下同じ。）を目的とする建造物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、あらかじめ市長の同意を得なければならぬ。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市整備部建築指導課）